

資源・事業系一般廃棄物の自己搬入

- ◎持ち込む場合は、中身が確認できる袋を使用してください。
- ◎大型連休、年末年始は大変混雑いたします。時間に余裕をもってお越しください。



- 沼ノ端クリーンセンター**
沼ノ端2番地の25…………… TEL 55-2536
 - 個人消費のきれいな缶・びん・PET・プラ・紙パック・紙類 **無料**
 - 事業系一般廃棄物(燃やせるごみ) **有料**
- じゅんかんコンビニ24 苫小牧桜木町店**
桜木町4丁目13番4号…… TEL 0800-800-8877
 - 缶・PET・紙パック・紙類・古紙 **無料(ポイント還元有り)**
- じゅんかんコンビニ24 苫小牧拓勇店**
拓勇東町5丁目1番21号… TEL 0800-800-8877
 - 缶・PET・紙パック・紙類・古紙 **無料(ポイント還元有り)**
- ㈱イワクラ**
晴海町23番地の1…………… TEL 55-5045
 - 木類 **有料**
- ㈱苫小牧清掃社リサイクルセンター**
字勇払265番地の30…………… TEL 56-3388
 - プラ・紙類・刈草 **有料**
- ㈱久保田組 S&K環境ワクチンセンター苫小牧事業所**
字勇払265番地の32…………… TEL 52-2722
 - 食品廃棄物(調理くず、残飯等) **有料**
- ㈱C&R**
字静川15番地の4…………… TEL 56-4040
 - 木類 **有料**

■は持ち込めるもの

事業系

ごみ分別・処理 ガイドブック

4R Refuse Reduce Reuse Recycle

平成30年10月発行



お問合せ先一覧

| | |
|--|--------------------------------------|
| ■事業系一般廃棄物の分別・排出方法について | ゼロごみ推進課 TEL 55-4077 |
| ■一般廃棄物収集運搬業許可に関すること ■一般廃棄物処分業許可に関すること | |
| ■市処理施設の受入基準に関すること | 施設管理課 TEL 55-2536 |
| ■産業廃棄物に関すること | 北海道胆振総合振興局 環境生活課 TEL 0143-24-9576 |

苫小牧市

事業系ごみとは？
P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方
P3-P4

缶・びん
ペットボトル
紙パック
P5-P6

プラスチック
紙類
P7-P8

古紙
(新聞紙、雑誌、紙カポル)
P9-P10

木類
(固定枝等)類
P11

家電4品目
P12

事業系一般
廃棄物
P13

一般廃棄物
収集運搬
許可業者一覧
P14

産業廃棄物
P15-P16

産業廃棄物の
排出方法
P17

マニフェスト
について
P18

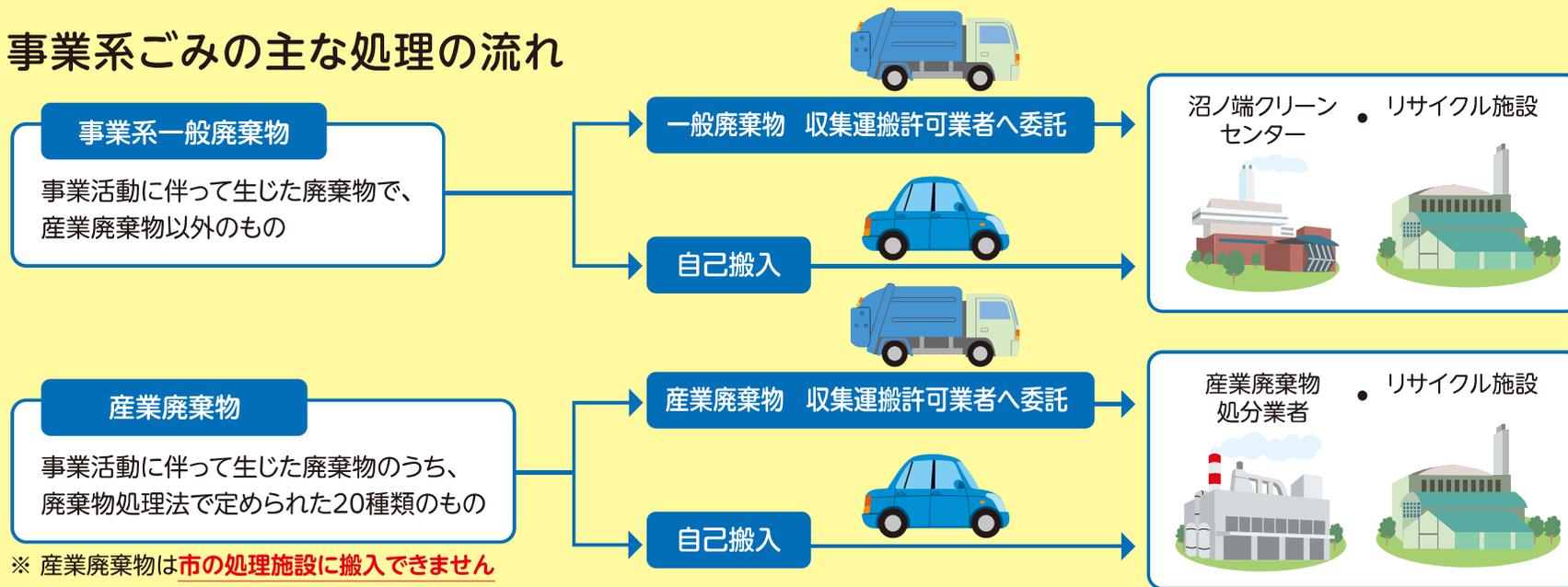
理想のごみ箱
設置例
P19-P20

事業系ごみ
分別検索表
P21-P22

事業系ごみ(事業所から発生するごみ)とは？

- 「**事業系ごみ**」とは、**事業活動に伴って生じたごみ全て**を指します。
例えば、事務所、店舗、病院、学校から出るごみは事業系ごみになります。
- 「**事業系ごみ**」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の**産業廃棄物**と、それ以外の**一般廃棄物**に分けられ、それぞれ収集運搬方法や処分方法等が異なります。
- 事業系ごみは、**苫小牧市では収集しません。家庭用ごみステーションには出せません。**
排出者がごみの種類ごとに、**①収集運搬許可業者へ収集を委託、②処理施設へ自己搬入**のいずれかの方法で処理してください。

事業系ごみの主な処理の流れ



事業系ごみとは？ P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4

缶・ビン、ペットボトル、紙パック P5-P6

プラスチック類 P7-P8

古紙(新聞紙類、段ボール) P9-P10

木屑(即座伐等)刈草 P11

家電4品目 P12

事業系一般廃棄物 P13

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 P14

産業廃棄物 P15-P16

産業廃棄物の排出方法 P17

マニフェストについて P18

埋地のごみ箱設置例 P19-P20

事業系ごみ分別検索表 P21-P22

事業系ごみの分け方と出し方(代表例)

リサイクル可能な資源物(資源)

缶、びん、ペットボトル、紙パック

※個人消費のきれいなものに限る

5ページへ



プラスチック

(カップめんの容器、ペットボトルのラベル等)

※個人消費のきれいなものに限る

7ページへ

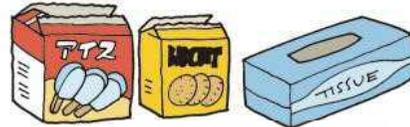


紙類

(お菓子の箱、ボックスティッシュの箱等)

※個人消費のきれいなものに限る

7ページへ



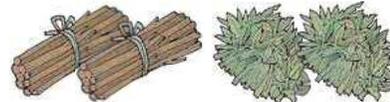
古紙(上質古紙、新聞紙、雑誌、ダンボール)

9ページへ



木類(剪定枝等)・刈草

11ページへ



家電4品目(家電リサイクル法対象品目)

(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)

※一般家庭向けに販売されたものをオフィス等で使用していた場合に限る
※業務用製品は対象外

12ページへ



事業系一般廃棄物(一廃)

燃やせるごみ(生ごみ、汚れた紙類等)

13ページへ



産業廃棄物(産廃)

産業廃棄物には以下の20種類があり、全ての事業活動で対象となるものと、特定の事業活動で対象となるものがあります。

全ての事業活動で対象となるもの

15ページへ

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 ゴムくず
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず
- 10 鉱さい
- 11 がれき類
- 12 ばいじん



産業廃棄物の処理を委託する場合は、**書面での契約とマニフェストの交付が義務付けられています。**

排出方法について

17ページへ

マニフェストについて

18ページへ

特定の事業活動で対象となるもの

16ページへ

- 13 紙くず(建設業、パルプ製造業、出版業、印刷物加工業等)
- 14 木くず(建設業、木材製造業、パルプ製造業等)
- 15 繊維くず(建設業、繊維工業)
- 16 動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業等)
- 17 動物系固形不要物(と畜場、食鳥処理場)
- 18 動物のふん尿(畜産農業)
- 19 動物の死体(畜産農業)

16ページへ

20 産業廃棄物処理物

(上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの区分に該当しないもの)

事業系ごみとは? P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4

缶・びん・ペットボトル・紙パック P5-P6

プラスチック類 P7-P8

古紙(上質古紙、新聞紙、雑誌、ダンボール) P9-P10

木類(剪定枝等)・刈草 P11

家電4品目 P12

事業系一般廃棄物 P13

産業廃棄物 P14

産業廃棄物の排出方法 P15-P16

マニフェストについて P17

マニフェストについて P18

燃やせるごみ分別 P19-P20

事業系ごみ分別検査表 P21-P22

缶・びん・ペットボトル・紙パック ※個人消費 のきれいなものに限る

空き缶

空きびん

- ◆アルミ缶
- ◆スチール缶
- ◆びん



出し方のポイント!

- 中を軽く水ですすぐ
- 金属製の**キャップ**は**産業廃棄物**として処理する



個人消費のきれいなもの以外は、**産業廃棄物**となります。

ペットボトル



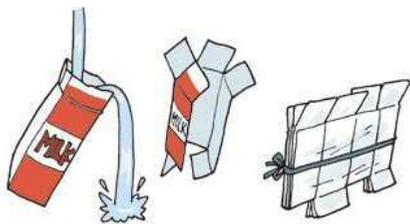
出し方のポイント!

- 中を軽く水ですすぐ
- ラベルとキャップは外し、**個人消費のプラスチック**として排出する(排出方法は **7ページ**へ)
- 識別表示マークが付いているボトルが対象



個人消費のきれいなもの以外は、**産業廃棄物**となります。

紙パック



出し方のポイント!

- 中を軽く水ですすぐ
- 開いてひもで縛り、袋に入れずに出す
- 内側がアルミ加工された紙パックは排出方法 **2・3** で対応



個人消費のきれいなもの以外は、**事業系一般廃棄物**となります。

排出方法

1

無料
(ポイント還元有り)



民間回収拠点へ自己搬入

※個人消費以外も対象となります。
※びん・アルミ加工された紙パックは対象外です。
(下記②または③で処理してください。)

回収拠点



苦小牧桜木町店
(桜木町4丁目13番4号)
苦小牧拓勇店
(拓勇東町5丁目1番21号)

2

無料

市処理施設へ自己搬入



沼ノ端クリーンセンター

受入基準

1. 個人消費のきれいな資源物であること
2. 缶・びん・ペットボトルは**別々の中身が確認できる袋**に入れ、紙パックは袋に入れずに出してください

3

¥



一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

※収集運搬料金がかかります。

14ページへ

「**じゅんかんコンビニ24**」では、個人消費以外の空き缶・ペットボトル・紙パックも有価物として受け入れています。

詳しい受入基準は、(株)マテックのホームページをご確認ください。

【URL】<http://www.matec-inc.co.jp/jc24/>

【お問合せ先】TEL 0800-800-8877(平日9:00~17:00)



事業系ごみとは? P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4

缶・びん・ペットボトル・紙パック P5-P6

プラスチック類 P7-P8

古紙(印刷用紙、紙カネリ) P9-P10

木屑(印刷用紙) P11

家電4品目 P12

事業系一般廃棄物 P13

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 P14

産業廃棄物 P15-P16

産業廃棄物の排出方法 P17

マニフェストについて P18

環境のごみ箱設置例 P19-P20

事業系ごみ分別検査表 P21-P22

プラスチック・紙類(古紙以外) ※個人消費 のきれいなものに限る

プラスチック

- ◆カップめんの容器
- ◆お菓子の袋
- ◆ペットボトルのキャップ・ラベル等



注意 個人消費のきれいなもの以外は、産業廃棄物となります。

出し方のポイント!

- 中を軽く水ですすぐ
- 識別表示マークを分別の目安とする
- カップめんなどの容器には、紙製のものもあるので、識別マークを確認する
- 排出方法 ①・③で対応

紙類(古紙以外)

- ◆ボックスティッシュの箱
- ◆お菓子の箱等



注意 個人消費のきれいなもの以外は、事業系一般廃棄物となります。

出し方のポイント!

- 識別表示マークを分別の目安とする
- 紙製容器の内面がアルミ加工されているものや汚れているものは事業系一般廃棄物で排出する

排出方法

- ① 無料** 市処理施設へ自己搬入
- ② 無料 (ポイント還元有り)** 民間回収拠点へ自己搬入
※個人消費以外も対象となります。
※プラスチックは対象外となります。
- ③ ¥** 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託
※収集運搬料金等がかかります。
14ページへ
- ④ ¥** リサイクル施設へ自己搬入
※個人消費以外も対象となります。
※プラスチックは対象外となります。
※搬入前に必ず搬入先へお問い合わせください。
※処理料金がかかります。

沼ノ端クリーンセンター

受入基準

プラスチックと紙類(個人消費のきれいなもの)は**別々の中身が確認できる袋**に入れ、出してください

回収拠点



苦小牧桜木町店
(桜木町4丁目13番4号)
苦小牧拓勇店
(拓勇東町5丁目1番21号)

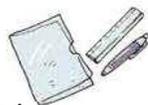
紙類リサイクル施設

(株)苦小牧清掃社
リサイクルセンター
(字勇払265番地の30)
TEL 56-3388



「ボールペン」や「クリアファイル」はプラスチックの資源として出しているの?

産業廃棄物となりますので、資源として出すことはできません。



分別するのは大変なので、全部まとめて排出したいのですが? どの一般廃棄物収集運搬許可業者も、可燃物と不燃物等を混合せず収集運搬を行うことになっています。

※分別されていない廃棄物は、排出者まで戻すなどの対応を行うことがありますので、分別を徹底しましょう。

事業系ごみとは? P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4

缶・ビン・ペットボトル類(パック) P5-P6

プラスチック類 P7-P8

古紙(印刷物等) P9-P10

木箱(印刷物等) P11

家電4品目 P12

事業系一般廃棄物 P13

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 P14

産業廃棄物 P15-P16

産業廃棄物の排出方法 P17

マニフェストについて P18

資源のごみ箱 P19-P20

事業系ごみ分別検査表 P21-P22

古紙(上質古紙・新聞紙・雑誌・ダンボール)

回収できるもの

- ◆OA用紙(コピー用紙)
- ◆OCR用紙
- ◆色上質紙(白地に印刷したもの)
- ◆抄色紙(元から着色している紙)
- ◆はがき
- ◆封筒(フィルムを除く)
- ◆パンフレット(※)
- ◆カタログ(※)
- ◆紙ファイル(金具を外す)
- ◆領収書(裏カーボンを除く)
- ◆カレンダー(金具を外す)
- ◆ポスター
- ◆ノート(表紙を外す)
- ◆メモ用紙
- ◆名刺
- ◆回収できる紙をシュレッター処理したもの(マイクロカッター不可、長さ5cm、幅5mm以上)

フリップ、金具は外す



出し方のポイント!

- コピー用紙、カタログ等
まとめられるものはひもで縛る
- シュレッター処理したものは、
袋に入れる
- 上記以外のものは袋にまとめて
入れる

- ◆新聞紙(折込チラシも含む)
- ◆雑誌(週刊誌・カタログ等)
- ◆ダンボール



出し方のポイント!

- 種類別にひもで縛る

回収できないもの(例)

- ◆マイクロカッターでシュレッター処理した紙
- ◆写真
- ◆カーボン紙

※回収できないものは、**事業系一般廃棄物**として排出してください。 [13ページへ](#)

※事業所から出る紙類は市の施設に設置しているリサイクルボックスに出すことはできません。

排出方法

1



苦小牧上質古紙リサイクル
協同組合へ登録・申込み

登録・申込み

TEL 35-0035

※電話にて申込みを
お願いします。



〈リサイクル
商品一例〉



写真提供名「王子ネピア株式会社苦小牧工場」



登録事業所には、回収量に応じて**トイレトペーパー等**
の**リサイクル製品**を還元しています。

回収業者

株山本商店
株苦小牧再資源センター
有協和清掃
株丸真松川商会

回収業者と受入施設等は、**秘密保持に関する
協定を結んでいるので、機密文書の取り扱い
が可能です。**
(シュレッター処理の必要がありません)

2



民間回収拠点へ自己搬入

※シュレッター処理したものは
すべて対象外です。

※回収できないものの詳細は
株マテックのホームページで確認できます。
【URL】<http://www.matec-inc.co.jp/jc24/>



苦小牧桜木町店
(桜木町4丁目13番4号)

苦小牧拓勇店
(拓勇東町5丁目1番21号)



3

¥ 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

※収集運搬料金等がかかります。



[14ページへ](#)

木類(剪定枝等)・刈草

木類

- ◆剪定枝
- ◆廃材 ◆角材など



◆刈草



注意

建設業、木製品製造業、パルプ製造業等の方は、産業廃棄物となる場合がありますので、ご注意ください。

木類リサイクル施設

(株)イワクラ…TEL 55-5045
(晴海町23番地の1)
(株)C&R ……TEL 56-4040
(字静川15番地の4)

刈草リサイクル施設

(株)苫小牧清掃社リサイクルセンター
TEL 56-3388
(字勇払265番地の30)

排出方法

1 ¥ リサイクル施設へ自己搬入

※搬入前に必ず搬入先へお問い合わせください。
※処理料金がかかります。

2 ¥ 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

※収集運搬料金等がかかります。



14ページへ

上記以外に、市処理施設(沼ノ端クリーンセンター)へ自己搬入する方法がありますが、その場合はリサイクルされず、焼却処分となります。リサイクルにご協力をお願いします。

【沼ノ端クリーンセンターへ自己搬入する場合の受入基準】

径が12センチメートル以下で長さが50センチメートル以下のものであること。



会社敷地内の草を刈ったんだけど、どこに持って行ったらいいの？
市内にリサイクル施設があります。
上記の刈草リサイクル施設にお問い合わせの上、搬入してください。

家電4品目

一般家庭向けに販売されたものをオフィス等で使用していた場合に限りです。業務用製品は、産業廃棄物となるので対象外です。

- ◆テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機
- ◆エアコン



排出方法

1 ¥ 「買い換えをする販売店」または「購入した販売店」へ委託

※リサイクル料金等がかかります。



2 ¥ 郵便局でリサイクル料金を支払い、指定の引取場所へ自己搬入



カタログで品番等を調べた上、事前に下記の指定引取場所に料金と受付時間を確認してください。その後、郵便局でリサイクル料金を振り込み(振込手数料がかかります)、発券された家電リサイクル券と廃棄する家電製品を指定引取場所へお持ち込みください。

指定引取場所

(株)鈴木商会 ……………TEL 52-1281
(晴海町17番地の3)
ロジスティード北日本(株) ……TEL 55-8324
(新開町3丁目7番1号)



事務所で使っていたパソコンを処理したいのですが…
製造メーカー等への申し込みにより、リサイクルすることができます。

※詳細は、一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページをご覧ください。
【URL】<http://pc3r.jp/>

事業系一般廃棄物（一廃）

燃やせるごみ

- ◆調理くず、残飯
- ◆汚れている等で、リサイクルできない紙類
- ◆すすけている等で、リサイクルできない木類
- ◆天然素材の衣類など



排出方法

1 ¥ 食品廃棄物は リサイクル施設へ 自己搬入

- ※搬入前に必ず搬入先へお問い合わせください。
- ※処理料金がかかります。
- ※プラスチック類、金属類などの異物混入のないものに限り受け入れます。



生ごみリサイクル施設

(株)久保田組
S&K環境ワクチンセンター
苫小牧事業所
(字勇払265番地の32)
TEL 52-2722

排出される食品廃棄物が少量の場合は、 キエーロの利用を推奨しています。

キエーロは、土の力で生ごみを分解する生ごみ分解処理容器です。黒土の中にいる微生物が生ごみを分解するため、特別な菌等を購入する必要はありません。また、生ごみを入れても土の量は増えません。

【お問合せ先】ゼロごみ推進課 55-4266

【キエーロ】



幅900mm×高さ770mm×奥行430mm

2 ¥ 一般廃棄物収集運搬 許可業者へ委託

- ※収集運搬料金等がかかります。

14ページへ



沼ノ端クリーンセンター

受入基準

1. 可燃性の一般廃棄物であること
2. 最長の辺又は径が **50センチメートル以下** であること

3 ¥ 処理施設へ自己搬入

- ※10kgにつき140円の埋立焼却処分手数料がかかります。



一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者に委託する場合は、事前に料金、排出方法などについて十分打ち合わせをしてください。

| 業者名 | 住所 電話番号 | 資源物 | プラ | 紙類 | 古紙 | 木類 | その他 (一廃) |
|---------------------|------------------------|-----|----|----|----|----|-------------|
| (株)とませい | 有明町1丁目2番40号 74-2856 | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ● |
| (株)苫小牧清掃社 | 字糸井402番地の14 74-1161 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ● |
| ビケンビル サービス(株) | 矢代町1丁目2番26号 71-3651 | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ● |
| (有)協和清掃 | 北星町2丁目27番6号 68-0934 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ● |
| 山本浄化興業(株) | 字勇払165番地の4 56-2222 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| 北海道リサイクル センター(株) | 新開町4丁目4番12号 57-2711 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| (株)美備 | 泉町1丁目7番8号 38-3300 | ◎ | ◎ | ● | ◎ | ○ | ● |

◎:リサイクル処理へ ○:一部リサイクル(廃棄)処理へ ●:廃棄処理へ

上記の項目別収集運搬区分の記載は、事業所から適正排出がなされた場合におけるルートを示したものであり、平成30年10月1日現在の情報です。

最新の情報につきましては、各収集運搬許可業者へお問い合わせください。

産業廃棄物



産業廃棄物は、市の処理施設に搬入できません。(排出方法は [17ページへ](#))
 【お問合せ先】 北海道胆振総合振興局 環境生活課 ☎0143-24-9576

全ての事業活動で対象となるもの

| 種類 | 主な例 |
|------------------------------|---|
| 1 燃え殻 | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ |
| 2 汚泥 | 排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等 |
| 3 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等 |
| 4 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液 |
| 5 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液 |
| 6 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| 7 ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| 8 金属くず | 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 |
| 9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 |
| 10 鉱さい | 鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等 |
| 11 がれき類 | 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 |
| 12 ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの |

注) PCBで汚染されたものは、全ての事業活動で産業廃棄物の対象となります。

特定の事業活動で対象となるもの

| 種類 | 特定の業種 | 主な例 |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 13 紙くず | 建設業 | 工作物の新築、改築または除去により、生じたもの |
| | パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 | 紙くず |
| 14 木くず | 建設業 | 工作物の新築、改築または除去により、生じたもの |
| | 木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 | 木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等 |
| 15 繊維くず | 建設業 | 工作物の新築、改築または除去により、生じたもの |
| | 衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 | 木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| 16 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業 | あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物 |
| 17 動物系固形不要物 | と畜場 | 処分した獣畜 |
| | 食鳥処理場 | 処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| 18 動物のふん尿 | 畜産農業 | 牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| 19 動物の死体 | 畜産農業 | 牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |

産業廃棄物処理物

20 産業廃棄物処理物

産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化の処理をしたもの等)

事業系ごみとは?
 P1-P2
 事業系ごみの分け方と出し方
 P3-P4
 畜ひん
 ペットボトル
 紙パック
 P5-P6
 プラスチック類
 紙類
 P7-P8
 古紙
 山形県産紙
 製カネホリ
 P9-P10
 木屑
 (即定休等)
 刈草
 P11
 家電4品目
 P12
 廃棄物
 廃棄物
 P13
 一般廃棄物
 資源物
 許可業者一覧
 P14
 産業廃棄物
 P15-P16
 産業廃棄物の
 排出方法
 P17
 マニフェスト
 について
 P18
 環境のごみ
 資源物
 P19-P20
 事業系ごみ
 分別検査表
 P21-P22

産業廃棄物の排出方法

産業廃棄物の処理を行なう際は、処理業者名簿から業者を選定し、処理委託の契約を締結します。

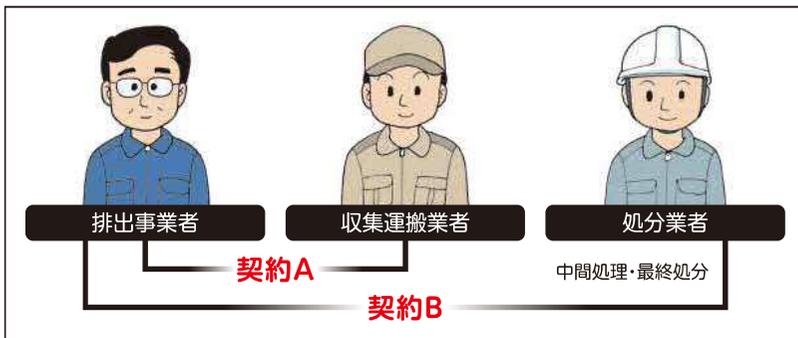
【産業廃棄物処理業者名簿】

【URL】

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.htm



【処理委託契約】



① 産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託

- 上図A(収集運搬業者)とB(処分業者)の契約を書面により締結する必要があります。
- 廃棄物の引き渡し時に manifests を交付してください。



② 処理施設へ自己搬入し、処分を委託

- 上図B(処分業者)の契約を書面により締結する必要があります。
- 法で定められた収集運搬の基準に従い、運搬を行なってください。



表示内容(義務)
 産業廃棄物の収集運搬車である旨の表示
 排出事業者名

※ 其他必要な書面を備え付けてください。

- 廃棄物の引き渡し時に manifests を交付してください。

マニフェストについて

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の使用が義務付けられています。

マニフェストには紙の伝票によるものと、電子利用によるものの2種類があり、**「廃棄物の種類ごと」「運搬車ごと」「運搬先ごと」**に交付するのが原則です。

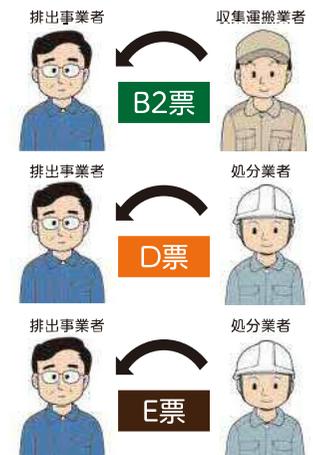
紙マニフェストの保管

紙マニフェストは一般的に複写式で7枚綴りとなっており、運搬完了時と処分完了時に排出事業者へ返送され、**5年間保存**することが義務付けられています。



紙マニフェストの流れ

- ① マニフェストを交付し、**A票**を保管する。
- ② 収集運搬業者から、運搬完了後**B2票**が返送される。
- ③ 処分業者から、中間処理完了後**D票**が返送される。
- ④ 処分業者から、最終処分完了後**E票**が返送される。



事業系ごみとは? P1-P2
 事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4
 缶・ビン・ペットボトル蓋パック P5-P6
 プラスチック類 P7-P8
 缶・紙・山形紙類(紙カネ) P9-P10
 木箱(即座燃焼)類 P11
 家電4品目 P12
 車庫第一級廃棄物 P13
 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 P14
 産業廃棄物 P15-P16
 産業廃棄物の排出方法 P17
 マニフェストについて P18
 資源のごみ箱設置例 P19-P20
 事業系ごみ分別検査表 P21-P22

一般的な事務所における理想的なごみ箱 設置例

事業系一般廃棄物



【事務用品】

- ◆鉛筆
- ◆カーボン紙
- ◆ガムテープ

【その他】

- ◆キッチンペーパー
- ◆軍手(綿)
- ◆コーヒーフィルター
- ◆タオル(天然繊維)
- ◆たばこの吸い殻
- ◆つまようじ
- ◆ティーバッグ
- ◆ティッシュペーパー
- ◆ロープ
- ◆生ごみ
(別容器で集めて、リサイクルへ)

産業廃棄物



【事務用品】

- ◆レターケース
- ◆金属クリップ
- ◆サインペン
- ◆シャープペンシル
- ◆はさみ
- ◆ファイル(プラスチック製)
- ◆ボールペン
- ◆ホッチキス
- ◆マグネット
- ◆USBメモリー

【その他】

- ◆安全ピン
- ◆キャップ(金属製)
- ◆ゴム手袋 ◆急須
- ◆CD ◆長靴
- ◆ねじ(ビス)
- ◆乾電池 ◆充電電池

※産業廃棄物の分別方法については、産業廃棄物処理業者等に確認してください。

リサイクル可能な資源資源物(資源)



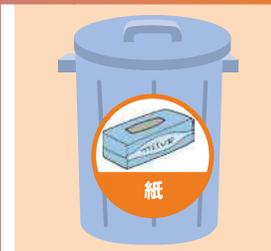
個人消費の
きれいなものに限る

- ◆アルミ缶
- ◆スチール缶



個人消費の
きれいなものに限る

- ◆びん



個人消費の
きれいなものに限る

- ◆お菓子の箱
- ◆ボックスティッシュの箱



個人消費の
きれいなものに限る

- ◆お菓子の袋
- ◆カップめんの容器
- ◆キャップ(プラスチック製)
- ◆弁当がら
- ◆ペットボトルのラベル



個人消費の
きれいなものに限る

- ◆ペットボトル



個人消費の
きれいなものに限る

- ◆紙パック

古紙類



- ◆新聞紙
- ◆雑誌
- ◆ダンボール
- ◆封筒
- ◆はがき
- ◆上質古紙

よく出るごみを
分別するために、デスク
周りには、2~3個の
ごみ箱を設置しておく
便利ね♪



※上記のごみ品目は、ほんの一例です。他のごみ品目 でご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

事業系ごみとは? P1-P2

事業系ごみの分け方と出し方 P3-P4

缶・びん ペットボトル 紙パック P5-P6

プラスチック 紙 雑 P7-P8

古紙 (新聞紙、雑誌、ダンボール) P9-P10

木 期 (印刷用紙等) 別 冊 P11

家電4品目 P12

事業系一般廃棄物 P13

一般廃棄物 資源資源物 許可業者一覧 P14

産業廃棄物 P15-P16

産業廃棄物の 排出方法 P17

マニフェスト について P18

理想のごみ箱 設置例 P19-P20

事業系ごみ 分別検索表 P21-P22

